

2 0 1 6 年 1 月

小児慢性特定疾病児童の 保護者の皆様へ

2016年1月から始まる **個人番号（マイナンバー）** 制度
についてのご案内です。



個人番号（マイナンバー）
とは、国民一人ひとりが
持つ12桁の番号のこと
です。

個人番号は一生使うもので
す。番号が漏洩し、不正に
使われるおそれがある場合
を除き、一生変更されませ
んのので、大切にしてくだ
さい。

平成27年10月から、住民
票を有している全ての人に、
1人1つの個人番号が通知
されます。

個人番号の通知後に市町村
に申請すると、身分証明書
や様々なサービスに利用で
きる個人番号カードが交付
されます。

個人番号（マイナンバー）制度がスタート

平成28年1月から、児童福祉法施行規則が改正され、小児慢性特定疾病医療費助成の申請書への個人番号（マイナンバー）の記載が義務付けられました。

平成29年7月以降に各自治体間で情報連携（情報のやりとり）が始まりますが、それまでの期間の申請については、以下の点にご注意ください。

ご注意ください ⚠

個人番号制度のメリットの一つとして、住民票等の申請書類の削減について案内されていますが、平成29年7月以降の情報連携の開始までは、**従来通りの申請書類が必要になります。**

申請される方について2つの確認があります ⚠

個人番号が記載された申請書を提出する際、**①その記載された番号が正しいこと**と、**②他人が成りすましをしていないか**の2つを確認させていただきます。

個人番号制度の開始に伴い、申請者以外の方が申請書を持参される場合（例：申請者が父、持参するのが母）は、持参した方の代理権を確認するため、**①申請者の個人番号カード**、**②申請者の保険証（原本）**、**③申請者からの委任状** のいずれか一つの提示が必要になりますのでご注意ください

①番号の確認：申請者（＝保護者）【必要書類】

申請者について、以下のいずれか一つをご提示ください

- ・個人番号カード ・通知カード
- ・個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

※申請の際に、いずれもお持ちでない場合は、管轄の保健所にご相談ください。

②本人確認：申請者（保護者）【必要書類】

以下のいずれか一つをご提示ください

- ・個人番号カード ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート）
- ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード
- ・特別永住者証明書 ・国勢調査員証や小型船舶操縦免許証等の公的機関が発券・発行した写真が入っている書類で①氏名及び②生年月日又は住所の記載があるもの
（※管轄の保健所にご相談ください）

上記の書類がない場合は、以下の書類のいずれか2つをご提示ください。

- ・公的医療保険の被保険者証（保険証）
- ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
- ・小慢や指定難病等の医療受給者証
- ・社員証、学生証、氏名住所が記載された預金通帳（ゆうちょ銀行等）、官公署の公印が押印されている書類等で①氏名及び②生年月日又は住所が記載があるもの
（※管轄の保健所にご相談ください）

小児慢性の制度では、窓口での個人番号にかかる番号確認及び本人確認は、申請者の方のみ行います。

個人番号が必要な書類は、申請書兼同意書、世帯調書、受給者証記載事項等変更届、保護者・世帯・一部負担額変更申請書、受給者証再交付申請書です 

平成28年1月から、申請書兼同意書等に個人番号の欄が追加されましたが、平成27年12月までの申請書であっても、所定の位置に個人番号の記載があれば大丈夫です。

平成27年12月までの申請書の個人番号記入箇所については県のホームページをご覧ください。

個人番号（マイナンバー）総合フリーダイヤル（内閣官房HPより）

0120-95-0178（無料）※お掛け間違いのないようご注意ください。

- ・通知カード「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問合せにお答えします。
- ・音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。
- ・既存のナビダイヤルも継続して設置しております。こちらの音声案内でもフリーダイヤルを紹介しています。
- ・平日 9：30～22：00 土日祝 9：30～17：30（年末年始12月29日～1月3日を除く）

Q. 子供（受診者）の本人確認の書類は
必要ないの？

A. お子様については、申請者（保護者）の方が番号確認と本人確認を行っていただきますので、窓口ではお子様の番号確認及び本人確認の書類は不要です。

このように、個人番号制度では、申請者（保護者）が他の方（例えばお子様）の個人番号を記載している場合に、その番号確認及び本人確認は申請者が行うこととなっています。



Q. 個人番号は書かないといけないの？

A. 個人番号については、児童福祉法施行規則で定められており、記載が義務となっています。個人番号制度の趣旨をご理解いただき、個人番号の記載をお願いします。



Q. 小児慢性の制度で個人番号を書く
メリットは何？

A. 平成29年7月以降に予定されている情報連携の開始後は、住民票や税証明の書類の提出が不要になるといったメリットがありますが、情報連携の開始までは、今までの申請と同様の書類をご準備いただくと共に、個人番号及び身元（本人）確認の書類をご準備頂くこととなります。ご協力よろしくお願いします。



Q. 申請書に記載した個人番号はどんなことに
使われるの？

A. 小児慢性特定疾病医療費の受給申請において県が取得した個人番号は、以下の事務の際に情報提供されることとなります。（平成28年1月1日時点）

- ・生活保護法による保護の実施等に関する事務
- ・災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
- ・中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務



小児慢性特定疾病医療費助成制度の手続きについてのお問い合わせ先

名称	電話番号	管轄市町村
習志野健康福祉センター(保健所)	電話：047-475-5153	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川健康福祉センター(保健所)	電話：047-377-1101	市川市、浦安市
松戸健康福祉センター(保健所)	電話：047-361-2121	松戸市、流山市、我孫子市
野田健康福祉センター(保健所)	電話：04-7124-8155	野田市
印旛健康福祉センター(保健所)	電話：043-483-1134	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・ 印西市・富里市・酒々井町・白井市・ 栄町
印旛健康福祉センター(保健所) 成田支所	電話：0476-26-7231	※成田支所は成田市・富里市を管轄し ています。成田支所では新規申請のみ受 け付けています。
香取健康福祉センター(保健所)	電話：0478-52-9161	香取市・神崎町・多古町・東庄町
海匠健康福祉センター(保健所)	電話：0479-22-0206	銚子市・旭市・匝瑳市
海匠健康福祉センター(保健所) 八日市場地域保健センター	電話：0479-72-1281	
山武健康福祉センター(保健所)	電話：0475-54-0611	東金市・山武市・大網白里市・九十九 里町・芝山町・横芝光町
長生健康福祉センター(保健所)	電話：0475-22-5167	茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白 子町・長柄町・長南町
夷隅健康福祉センター(保健所)	電話：0470-73-0145	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町
安房健康福祉センター(保健所)	電話：0470-22-4511	館山市・南房総市・鋸南町・鴨川市
安房健康福祉センター(保健所) 鴨川地域保健センター	電話：04-7092-4511	
君津健康福祉センター(保健所)	電話：0438-22-3743	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
市原健康福祉センター(保健所)	電話：0436-21-6391	市原市
千葉市保健所	電話：043-238-9920	千葉市
船橋市保健所	電話：047-409-3668	船橋市
柏市保健所	電話：04-7167-1255	柏市

千葉県健康福祉部児童家庭課小児慢性特定疾病担当



案内所

ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/alle-nan/shouni-tokutei.html>

電話

043-223-2332

千葉県 小児慢性

検索